

日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を「持たず」、「作らず」、「持ち込ませず」という非核三原則は、昭和46年、沖縄返還協定の締結の承認に際し、衆議院本会議で採択され、その後、国会では「非核三原則を国是として堅持する」との決議が5回にわたり採択されている。

また、非核三原則を指針として、地方自治体が非核宣言を行う動きが高まる中、本市も昭和60年7月1日に、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、我が国が唯一の核被爆国として全世界に対し、核兵器全面廃止の実現に向けて訴え続けることは、国民的使命であるとし、世界の全ての国に対し核兵器の全面廃絶を求めるとともに、核兵器廃絶平和都市となることを目指して、多年にわたる努力を重ねている。

政府によれば、「現段階で、政府として非核三原則を政策上の方針として堅持している」としているものの、今後の国家安全保障戦略など安保関連3文書の見直し作業において、これまでの国会決議に逆行するような方針転換がなされることが懸念されている。

戦後80年の節目の今年、世界で唯一の戦争被爆国として、核廃絶、核兵器の全面禁止を求めるイニシアチブを取るべき日本政府が、万が一、国是である非核三原則を変更するようなことになれば、核兵器を容認するという国家及び世界に対する重大な背信行為につながりかねない。

昨年のノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、11月20日、これまでの政府見解を覆して議論を開始することに強く抗議するとして、非核三原則の堅持、法制化を強く求める抗議声明を内閣府に送付した。

被爆地である広島市や長崎市でも、市長自らが強い批判と抗議の声を上げている。広島県知事は11月18日の定例会見で、人類史上初の被爆の惨禍を経験した場所として当然守るべきものだと考えていると強調し、この機会を捉えて政府に非核三原則の堅持を求めていきたいと述べ、同17日には長崎県知事が、三原則を変えることは被爆県として到底受け入れることはできないと訴え、高市首相に対し、長崎を最後の被爆地にという県民の思いをしっかりと伝えられるようにしていきたいと語っている。

広島、長崎の被爆を経験した我が国は、地球上において再びこの悲惨な状況を繰り返さないためにも、被爆の実相を世界に伝え、また、自らが非核三原則を遵守し、核兵器廃絶に向けた不断の努力を続けていく使命がある。

よって、政府においては、国是として非核三原則を堅持し、改めて核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の遵守を国内外に向け発信し、唯一の被爆国である日本政府として核兵器のない世界の実現のため、世界の先頭に立ってたゆまぬ努力を重ねることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣 宛て（各通）

外務大臣

防衛大臣

衆参両院議長

水戸市議会議長 松本勝久